

## 仕様書（案）

### 1 業務名

令和6年度子育て交流活動推進事業実施業務

### 2 業務目的

子育ては、親だけではなく、地域社会全体の支えが大切であることから、子育てに関する様々な関係機関・団体等の地域資源のネットワーク等を活用した取組を進める必要がある。

このため、育児サークル、子育てサロン等の活動に対する支援を行い、いつでも子育てについて相談でき、同じ保護者同士や子育て経験者等と交流できる環境づくりを行う。

また、児童福祉施設や育児サークル、子育てサロン等の地域における子育て支援団体等が実施する子育て支援活動に対し、人材を派遣する子育て支援人材バンクの運営を行うことにより、子育てを支える地域づくりを推進する。

### 3 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 業務内容

- (1) 本業務に係る事業の企画、調整及び実施を専門に担当する「子育て支援コーディネーター」を1名配置すること。
- (2) 旭川市育児サークル支援基準（別紙1）に基づき、地域子育て支援センターと連携して、育児サークル支援として次の業務を行うこと。
  - ア 育児サークルの登録
  - イ 育児サークルと育児サークルに参加を希望する者等との連絡調整
  - ウ 育児サークルの紹介を目的とする事業の実施
  - エ 育児サークルからの要望に応じた、地域子育て支援センターとの支援員派遣の調整
  - オ 育児サークルへの事業説明会及び意見交換会の開催
- (3) 旭川市子育てサロン支援基準（別紙2）に基づき、地域子育て支援センターと連携して、子育てサロンに対する支援として次の業務を行うこと。
  - ア 子育てサロンからの要望に応じた、地域子育て支援センターとの支援員派遣の調整
  - イ 子育てサロンと関係機関との連絡調整
  - ウ 子育てサロンの意見交換会の開催
- (4) 旭川市子育てサロン支援基準（別紙2）に基づき、子育てサロンに対する消耗品購入の助成として、次の業務を行うこと。
  - ア 子育てサロンの活動に使用する消耗品の確認
  - イ 購入した消耗品の支払に関する業務

ウ 市に対して支払に関する業務の実績報告

(5) 育児サークル及び子育てサロンの支援に関するニーズ調査及びその分析の結果を市に提出すること。

(6) 子育て支援人材バンクの運営に関する次に掲げる業務

ア 登録者の募集に関する業務

イ 登録その他会員の組織に関する業務

ウ 登録者の派遣調整に関する業務

エ 登録者への謝礼の支払に関する業務

オ 子育て支援人材バンクの広報に関する業務

カ 登録者への講習会の開催に関する業務

キ その他子育て支援人材バンク運営要綱（別紙3）に基づく業務

(7) 月ごとに活動状況について実施状況報告書として速やかに市に提出すること。

## 5 支払方法

(1) 事務費については、4半期ごとに前払いとする。

(2) 育児サークル会場使用料及び子育てサロン会場使用料の相当分については、上期（4月から9月まで）及び下期（10月から3月まで）ごとに関係書類を取りまとめの上、次月10日までに市に提出すること。

市は関係書類の提出のあった日から起算して10日以内に検査を実施し、検査終了後、受託者の請求に基づき、請求のあった日から起算して30日以内に委託料として支払うこととする。

(3) 子育て支援人材バンク謝礼については、月ごとに報告書の提出のあった日から起算して10日以内に検査を実施し、検査終了後、受託者の請求に基づき、請求のあった日から起算して30日以内に委託料として支払うこととする。

## 6 再委託等の禁止

(1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

(2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

## 7 その他

(1) この業務の遂行に当たって疑義が生じたときは、市が定めた業務担当職員の指示を受けて実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、市が定めた業務担当職員の指示を受けて実施すること。